

北宇和病院の 診療体制が変わります

保健福祉課 内線611

北宇和病院は、開設当初から医師確保に努めてきましたが、特に地方における医師確保は容易でなく、泌尿器科の医師が確保できない非常に厳しい状況となり、4月から泌尿器科を休診することになります。

病院では現在、医師が少ない中で入院患者の増加に応えており、

通常の診療業務に加え当直業務の対応など、医師の勤務状態にも限界がきています。今後も引き続いだ医師確保に努めますが、医師が確保できるまでの間、次のような診療体制に変更することにいたしましたく、住民の皆さんにはご不便をおかけすることになりますがご理解ください。

なお、鬼北町内で勤務医として働いても良いという医師をご存知の方がありましたら、保健福祉課町立病院係まで情報を寄せください。

外来診療の主な変更点

北宇和病院診療体制

診療科		変更前	変更後
内科	午前	診療	診療
	午後	予約診療	完全予約診療 (急患を除く)
整形外科	午前	診療	診療
	午後	予約診療	休診(急患を除く)
泌尿器科		診療	休診

問い合わせ先

北宇和病院 45・3400

- 泌尿器科については、終日休診とします。
- 整形外科については、午後は休診とします。
- 午後からは、手術、内視鏡検査、入院患者の診察、在宅の訪問診療および書類作成作業等業務を中心に行います。

午前中のみの診療とします。午後の診療は、完全予約診療(かかりつけ患者で午後の予約診療の人)に限る)とします。

戸籍や住民票の届出・証明書発行の際に

本人確認書類が必要になります。

平成20年5月1日から

運転免許証 写真付き住民基本台帳カード

などの証明書による「本人確認」が法律上のルールになります。

窓口では

- 窓口に来られた方について、運転免許証、写真付き住基カードなどの写真付きの本人確認書類(以下「本人確認書類」といいます。)の提示により、確認を行います。
- 上記の本人確認書類をお持ちでない方は次のような書類(2点以上)を提示してください。
健康保険の被保険者証、介護保険の被保険者証、住基カード(写真なし)、年金手帳、年金証書、学生証等
- 代理人や使いの方については、さらに、委任状などの書面により代理権限の確認も行います。

郵送では

- 本人確認書類の写しを同封し、返信先は現住所とする必要があります。

問い合わせ先

町民課戸籍住民係(内線212・213)

